主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村岡三郎の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人 西村四郎の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の最高裁判所、大審院 及び高等裁判所の各判例はいずれも事案を異にし、本件に適切でなく、引用の地方 裁判所の判決は刑訴法四〇五条三号にいう判例にあたらず、その余は、事実誤認、 量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五五年九月二五日

最高裁判所第二小法廷

判長裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	蓝	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_